

第2次大分市自転車活用推進計画(案)

令和 年 月変更



目的

本市では、平成18年3月の「大分市自転車利用基本計画」を策定以降、自転車ルール・マナーの啓発や自転車通行空間の整備、放置自転車対策のほか「OITA サイクルフェス」等のイベント開催など、総合的に自転車に関する施策に取り組んできました。

本計画は、高齢化の進展や新型コロナウイルス感染症の拡大による自転車利用ニーズの高まりなど、社会情勢の変化や国・県の自転車活用推進計画の改定などを踏まえ、市民一人ひとりにとって自転車が魅力的な交通手段となるよう、「だれもが安全・快適に自転車を利用できるまちの実現」を目的に、関係者と連携して効果的に取組を推進するために定めるものです。

国の方向性と本市の課題

都市環境

【国の方向性】

- ・自転車利用のニーズが高まる中、さらなる利用促進を図る
- ・公共交通機関との連携の強化が重要

【本市の課題】

- ・自転車通行空間の整備を進め、安全で快適な利用環境の整備が必要
- ・通行空間の整備は、鉄道駅や学校等、自転車利用の多い地域を重点的に進めることが必要
- ・施設の善良な管理に努め、公共交通と自転車の連携を促すことで、交通渋滞の緩和や移動の利便性向上が必要

健康

【国の方向性】

- ・自転車は適正な運動強度を維持しやすく、生活習慣病の予防等が期待できる
- ・自転車競技や日常利用により、心身の健全な発達や、豊かな生活の実現、健康寿命の延伸等を目指す

【本市の課題】

- ・日常利用を促進し、利用者の増加を目指すことが必要
- ・自転車を利用した健康づくりや効果等の情報発信が必要
- ・イベント等を通じて、乗るきっかけを増やすことが必要

観光

【国の方向性】

- ・自転車に乗ることそのものを楽しむことや、地域を巡る体験型・交流型旅行の促進等を通じて地域の活性化を図る

【本市の課題】

- ・自転車通行空間の整備やシェアサイクルの充実など、利用環境を整えることが必要
- ・他自治体等と連携しながら、広域的なサイクリングルートの情報発信等、自転車で観光しやすい環境づくりが必要

思いやり＜安全・安心＞

【国の方向性】

- ・歩行者、自転車、自動車がお互いの特性や交通ルールを理解し、尊重しあう安全で安心な交通環境を創出する
- ・自転車ヘルメットの着用など、交通安全教育の推進や、災害時の自転車の活用により、地域の安全・安心を向上する

【本市の課題】

- ・世代に応じた安全教育や街頭指導など、さまざまな機会を通じた自転車ルール・マナーの啓発が必要
- ・災害時に備えた自転車を活かした取組が必要

基本方針

自転車は環境にやさしいモビリティであるとともに、サイクリングを通じた健康づくりや余暇の充実等、人々の行動を広げる重要な交通手段のひとつです。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大をはじめとする昨今の社会情勢の変化は、人々のライフスタイルや交通行動にまで影響を及ぼしており、さまざまな利点を持つ自転車へのニーズの高まりがみられる中、こどもや高齢者、来訪者等を踏まえ、誰もが安全で快適に利用できる自転車の普及を更に進めることが必要となっています。

このような中、本市では、市民一人ひとりにとって自転車が魅力的な交通手段となるよう、自転車利用環境を高め、利用の促進を図ることで「だれもが安全・快適に自転車を利用できるまちの実現」を目指します。

■基本方針

だれもが安全・快適に自転車を利用できるまちの実現

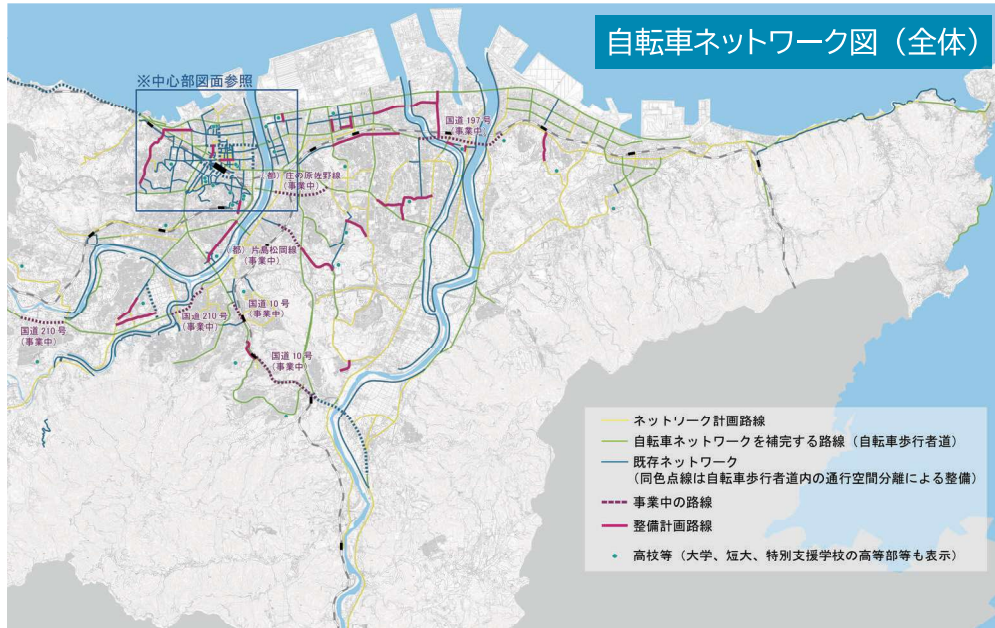
目標1

都市の自転車利用環境の向上を図ることにより、
便利で快適、きれいなまちをつくります。

都市
環境

1. 安全で快適な自転車通行空間づくり

- (1) 自転車ネットワーク整備の推進
- (2) 自転車通行空間を確保するための取組



2. 便利で適切に利用される駐輪環境づくり

- (1) 駐輪場整備の推進
- (2) 附置義務による民間駐輪場の確保
- (3) 放置自転車対策の推進
- (4) 自転車盗難対策の推進



3. 交通施策と連動した便利で多様な仕組みづくり

- (1) シェアサイクル事業の推進
- (2) サイクルアンドライドの促進
- (3) 情報通信技術の活用



目標2

自転車の利用を促進することにより、
市民の心と体が元気になるまちをつくります。

4. 情報発信等による自転車利用の促進

- (1) 自転車の魅力の発信
(2) 自転車通勤の促進



5. サイクルスポーツの普及促進

- (1) サイクルスポーツに親しむ機会の創出
(2) 多様な自転車を楽しめる環境づくり



目標3

観光振興や地域振興に自転車を活用し、
にぎわいと活力あふれるまちをつくります。

6. サイクルツーリズムの推進

- (1) 観光地における自転車利用環境の充実
- (2) サイクリングルートの構築
- (3) サイクリングイベント等の実施



目標4

思いやりの心を醸成し、自転車にみんなが正しく乗れる
安全・安心なまちをつくります。

7. 自転車 の 安全利用

- (1) 安全・安心な自転車利用の推進
- (2) 自転車安全利用五則をはじめとした自転車ルール・マナーの周知
- (3) 世代に応じた自転車ルール・マナー等の啓発
- (4) 通学路等の安全の確保



8. 災害時の自転車活用方策の検討

- (1) 災害時における自転車の活用
- (2) 災害時に備えた自転車利用の促進

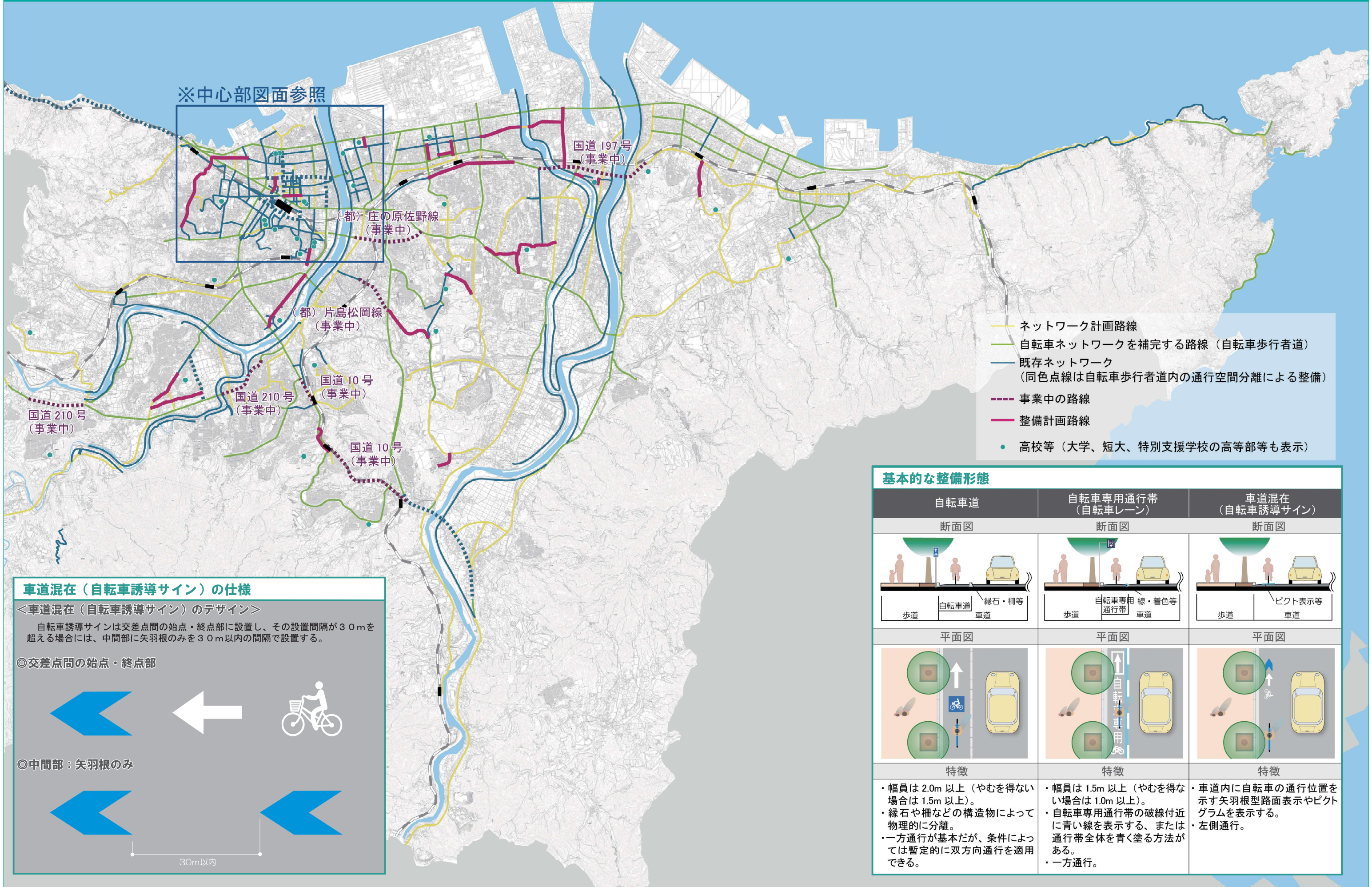
觀光

思いやり

〈安全・安心〉



ネットワーク計画図（全体）



車道混在（自転車誘導サイン）の仕様

＜車道混在（自転車誘導サイン）のデザイン＞

自転車誘導サインは交差点間の始点・終点部に設置し、その設置間隔が30mを超える場合には、中間部に矢羽根のみを30m以内の間隔で設置する。

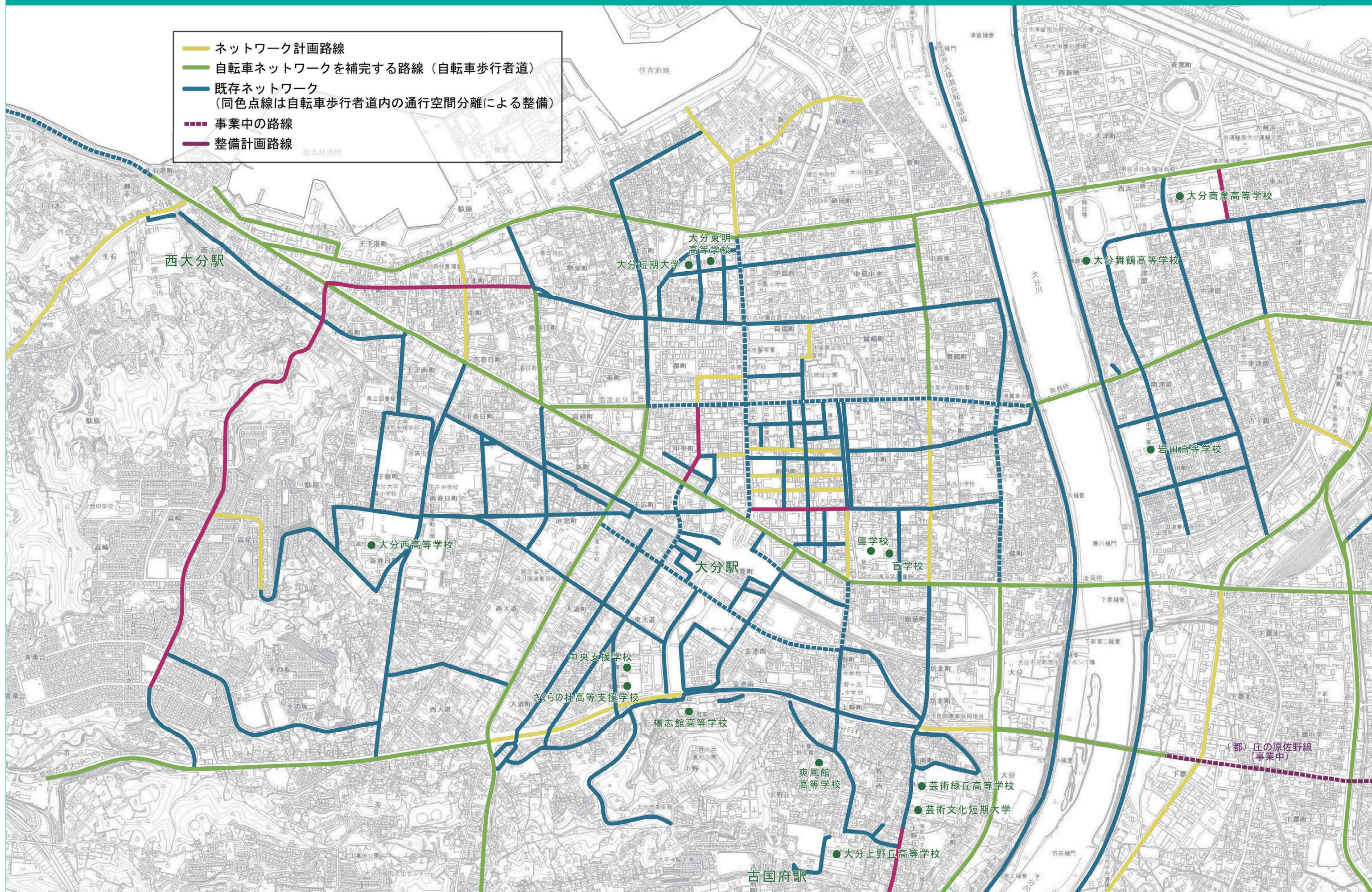
◎交差点間の始点・終点部

◎中間部：矢羽根のみ

30m以内

基本的な整備形態		
自転車道	自転車専用通行帯 （自転車レーン）	車道混在 （自転車誘導サイン）
断面図	断面図	断面図
平面図	平面図	平面図
特徴	特徴	特徴
- 幅員は2.0m以上（やむを得ない場合は1.5m以上）。 - 縁石や柵などの構造物によって物理的に分離。 - 一方通行が基本だが、条件によっては暫定的に双方向通行を適用できる。	- 幅員は1.5m以上（やむを得ない場合は1.0m以上）。 - 自転車専用通行帯の破線付近に青い線を表示する、または通行帯全体を青く塗る方法がある。 - 一方通行。	- 車道内に自転車の通行位置を示す矢羽根型路面表示やピクトグラムを表示する。 - 左側通行。

ネットワーク計画図（中心部）



評価指標

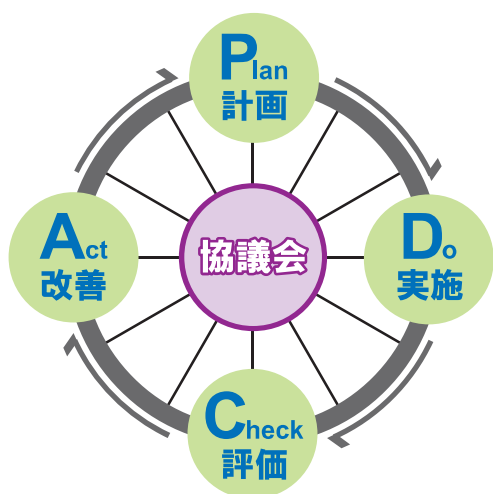
設定項目	数値目標		計画目標との主な関連性			
	現状	目標	目標1	目標2	目標3	目標4
①自転車ネットワーク整備延長	28.3 km (R2～5年度)	25km/5年	都市環境	健康	観光	思いやり ＜安全・安心＞
②自転車を週5日以上利用する市民の割合	18.9 %	20 %	都市環境	健康	観光	思いやり ＜安全・安心＞
※「大分市の自転車利用環境に関するアンケート」による把握（令和11年度実施予定） ※計画期間5年間での目標とする						
③自転車ルール・マナー啓発活動の回数	33.5 回 (R2～5年度平均)	35回/年				思いやり ＜安全・安心＞
④自転車事故の件数	206 件 (R2～5年平均)	年間210件以下	都市環境			思いやり ＜安全・安心＞

計画期間

年度	2017 平成29年度	2018 平成30年度	2019 令和元年度	2020 令和2年度	2021 令和3年度	2022 令和4年度	2023 令和5年度	2024 令和6年度	2025 令和7年度	2026 令和8年度	2027 令和9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度
国		自転車活用推進計画			第2次自転車活用推進計画								
大分県			大分県自転車活用推進計画2019			大分県自転車活用推進計画2022							
大分市	大分市自転車利用基本計画(H18～)			大分市自転車活用推進計画			見直し	変更					見直し

計画期間は5年間（令和7～11年度）です。
進捗確認や検証を毎年実施し、最終年度は社会情勢の変化、国・県の自転車活用推進計画の内容等を踏まえながら計画を見直します。

推進体制



協議会メンバー

- 学識経験者
- 交通事業者（鉄道、バス、タクシー）
- 交通安全協会
- 行政（道路管理者、警察、教育）
- 市民代表

各事業を効率的かつ効果的に展開するため、自転車に関する各団体等との積極的な連携を図ります。

また、関係団体の代表者等により構成される「大分市自転車活用推進協議会」（図中、「協議会」）において、事業の進捗や評価指標の達成状況を報告し、評価を受けます。

さらに、計画の進行管理として、PDCAサイクルを実施します。

お問い合わせ

大分市 都市計画部 都市交通対策課

所在地：〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL：(097) 537-5969

FAX：(097) 536-7719

メール：kotuseisaku@city.oita.oita.jp